

弁理士制度小委員会の議事の運営等について
(案)

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会の議事の運営については、委員各位の率直かつ自由な意見交換を確保するため、以下のとおりとする。

- 一般の傍聴は認めないこととする。
- 配布資料、議事要旨及び議事録は、原則として特許庁ホームページを通じて公開する。なお、議事要旨は速やかに公表し、議事録は発言者の氏名を掲載した上で公表するものとする。ただし、特段の事情がある場合は、小委員長の判断で配布資料、議事録又は議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができることとする。
- 小委員長の判断により、必要に応じて委員以外の者を本小委員会に招聘し、意見を聴くことができることとする。